

議案第72号

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成22年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

区議会議員の期末手当の支給割合を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年葛飾区条例第18号)
の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「及び12月に支給する場合には100分の155」を「に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の150」に改める。

付則第3項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年3月に支給する期末手当に関する改正後の第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の15」とする。